東京家政大学・東京家政大学短期大学部における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する体制図

2022.10

理事会

最高管理責任者 第５条
【学長】
本学全体を統括し、公的研究費の運営・管理について最終責任を負う者

報告

監　事 第12条
内部統制の整備・運用状況について本学全体の観点から確認

報告

設置

調査委員会 第25条
【委員長：統括管理責任者】
通報に対する本調査の実施

意見交換・情報提供

指示　報告

統括管理責任者 第６条
【副学長（研究担当）】
最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理について本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者

研究不正防止委員会 第10条
【委員長：統括管理責任者】
（最高管理責任者はオブザーバー）
不正防止計画及びコンプライアンス教育・研究倫理教育の策定・点検・改善等を行う委員会

内部監査部 第31条
公的研究費の運営・管理を監査
実効性ある権限を付与する為、最高管理責任者の直轄的な組織として位置づけられる

意見交換・情報提供

指示　報告

報告　指示

指示

意見交換・情報提供
業務の連携

コンプライアンス推進責任者 第７条
【教育支援センター所長，同事務部長
狭山学務部長，同事務部長】
公的研究費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者

研究倫理教育責任者 第８条
【教育支援センター所長，同事務部長
狭山学務部長，同事務部長】
研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者

不正防止計画推進部署 第11条
【教育支援センター 教育・研究支援課
狭山学務部 学務課】
不正防止委員会にて審議され決定した事項の事務を行う部署

指示　報告　指示　報告　指示　報告

部局責任者 第９条
【大学院：研究科長】
【大　学：学部長，共通教育推進部長，教職センター所長，グローバル教育センター所長】
【短　大：科長】
※専任教員が所属する部局の長

当該部局における不正行為の防止及び研究倫理の向上等に関する責任者
コンプライアンス推進責任者及び研究倫理教育責任者を補佐する

通報・相談窓口
［通報及び通報の相談］ 第13条
【内部監査部】
［研究費使用ルールの相談］ 第28条
【教育支援センター 教育・研究支援課
狭山学務部 学務課】